

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	
開催日時	令和2年2月18日	開始時刻 16時00分 終了時刻 17時30分
開催場所	枚方市役所本庁舎別館4階 第4委員会室	
出席者	会長：大西委員 委員：荒委員、井上委員、枝村委員、大村委員、岡本委員、 河野委員、仲委員、三木委員、肥田委員	
欠席者	富岡委員	
案 件 名	【案件】 (1) 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について (2) 計画策定に向けたアンケート調査について	
提出された資料等の名称	資料1-1 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について 資料1-2 第4次計画の策定スケジュール（案） 資料2-1 ひとり親家庭に関するアンケート調査（案）＜ひとり親家庭用＞ 資料2-2 ひとり親家庭に関するアンケート調査（案）＜寡婦用＞ 参考資料1 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直し等について（案） 参考資料2 枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 委員名簿 参考資料3 枚方市ひとり親家庭等自立促進計画推進委員会 委員名簿 参考資料4 第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画 平成30年度事業進捗一覧 参考資料5 第3次枚方市ひとり親家庭自立促進計画（冊子）	
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次計画の策定については、資料1-2「第4次計画の策定スケジュール（案）」のとおり進めていくこととした。</li> <li>・アンケート調査については、各委員の意見を踏まえ、事務局で整理したのちに、会長に内容確認を一任し、進めていくこととした。</li> </ul>	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表	
傍聴者の数	0 人	
所管部署（事務局）	子ども青少年部 子ども青少年政策課	

## 審 議 内 容

### 【大西会長】

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより「令和元年度 第2回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」を開催いたします。

まず初めに、事務局から、本日の委員の出席状況について報告をお願いいたします。

### 【事務局】

皆さん、こんにちは。子ども青少年政策課課長の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、出席委員は9名で、「枚方市社会福祉審議会条例」第7条第3項の規定に基づき、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の傍聴者はございません。

以上でございます。

### 【大西会長】

ありがとうございます。

本日は、前回の分科会や事前の案内でお伝えしましたとおり、令和3年度を始期とする「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について、枚方市から諮問を受け、その後、計画策定に向けたアンケート調査などについて、ご審議いただく予定にしております。

本日は、18時ごろまでを予定しておりますが、可能な限りスムーズに進行しまして、審議を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

さて、第4次計画の策定に当たりましては、本日、市長から諮問を受ける予定になっておりますので、本日は、伏見市長にご出席をいただいております。

まず初めに、伏見市長からご挨拶をいただければと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

### 【伏見市長】

皆さん、こんにちは。枚方市長の伏見隆でございます。

枚方市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本市の子育て施策を含め、市政全般に、格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

さて、本市におきましては、現在、「第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づきまして、基本理念であります「ひとり親家庭等の誰もが未来に希望がもてるまち」を目指して、さまざまな施策、支援策を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

子育てと生計を1人で担っているひとり親にとって、子育てに対する不安や経済的な負担、就労の安定などのさまざまな課題のある中で、必要な家庭に、確実に適切な支援が届くよう、さまざまな対策を進めていく必要があります。

本市におきまして、特に選ばれるまちというところで、この子育て支援ということは大変力を

入れているところでございますけれども、これはひとり親家庭においても、この枚方市で生き生きと、それから子どもの未来をしっかりと育めるような、そんな環境を助成していく必要があるというふうに考えております。

この近日におきましては、国のほうでも、これは婚姻関係のないひとり親家庭ということのいろんな対策も議論はされてるところがあると思っておりますけれども、私としてはこういうところまで踏み込んで、この枚方市、子育てがしやすい、そしてひとり親の家庭が大きなハンデを背負わなくて生活をしていけると、そういうような観点も皆様方には踏まえていただいて、ご議論いただきたく、お願いするところでございます。

本日は、令和3年度を始期とする「第4次計画」の策定について、改めて諮問させていただき、引き続き、ひとり親家庭等のニーズを踏まえた効果的な支援策について、ご審議いただきたいと考えております。

委員の皆様には、大変お忙しい中、何かとご無理を申し上げるところもあろうかと存じますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【大西会長】

ありがとうございます。

それでは、第4次計画の策定に関する諮問につきまして、事務局から説明のほうをお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定につきまして、枚方市伏見市長から、社会福祉審議会の委員長及び児童福祉専門分科会の大西会長に対しまして、諮問をさせていただきます。

伏見市長、よろしくお願いいたします。

#### [諮問式]

(諮問書の読み上げ、手渡し)

#### 【事務局】

ありがとうございました。

委員の皆様のお手元にも、諮問書の写しをお配りしますので、ご参照ください。

なお、市長におきましては、他の公務があるため、ここで退席をさせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

(市長退席)

#### 【大西会長】

ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、このたび委員の交代があったようですので、事務局からご紹介をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

それでは、前回の分科会より、新たに委員をお願いさせていただきます方をご紹介させていただきます。

枚方市社会福祉協議会副会長の肥田時子様、荒義重様にかわり、新たに委員になりました。

また、荒義重様は、川元美智子様にかわり、枚方市民生委員児童委員協議会副会長の立場として、引き続き委員となりましたことをご報告いたします。

また、本分科会の副会長をお願いしております、大谷大学教育学部教授の富岡量秀委員につきましては、本日、ご欠席となっております。

また、枚方市母子寡婦福祉会会長の岡本千代子委員につきましては、本日は遅れてのご出席でお聞きしております。

事務局につきましては、紹介は省略させていただきますが、担当の子ども青少年部の部長以下の職員が出席させていただいております。

なお、部長の杉浦におきましては、17時ごろに、新型コロナ対応の部長会議があるため、途中で抜けさせていただくことにつきまして、ご了承いただきますようお願いいたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

それでは、続きまして、本日の資料についての確認をお願いいたします。

**【事務局】**

[配付資料確認]

**【大西会長】**

ありがとうございます。

それでは、本日の議題へと入ってまいりたいと思います。

次第に従いまして、まず初めに、案件の1ということで、「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定」について、事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

[「資料1-1 第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画の策定について」、「資料1-2 第4次計画の策定スケジュール(案)」、「参考資料1 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」の見直し等について(案)」に基づき説明]

**【大西会長】**

ありがとうございます。

ただいま事務局から「第4次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画」の策定について説明がありま

したですけども、ここまでの説明につきまして、何かご意見等はございますでしょうか。

資料1-1と資料1-2です。

**【三木委員】**

参考までにちょっとお伺いしたいのですが、本市在住の児童扶養手当、ひとり親家庭医療費助成対象者2,300世帯と書いてありますけども、これの抽出する以前というか、もとの母数値も教えてもらえますか。

**【事務局】**

昨年の8月に受給の申請をいただいた方の中で、来年4月以降もまだ児童扶養手当の対象になる、18歳未満のお子さんがある方を対象としようと思っています。多分3,500世帯ぐらいではないかなと思っています、そこから6割ぐらいの2,300世帯にお願いをしようかなと。

**【三木委員】**

その内容については、母子家庭と父子家庭と両方ですか。

**【事務局】**

両方です。

**【仲委員】**

関連なんですけども、その3,500世帯の中から2,300世帯を抽出する方法というのは無作為にやるおつもりですか。

**【事務局】**

はい。無作為に行います。

**【仲委員】**

それであれば、例えば児童手当の申請というのは毎年やるんですね。

**【事務局】**

はい。

**【仲委員】**

それなら全員に、アンケート入れたほうが早いのではないかと思うんですけどね。3,500世帯全員に、申請書と一緒に。それで回収していったほうが、もっと実態がつかめるのではないかな。わざわざ2,300世帯抽出して、それに対してまた別途郵便物を送るとなると、逆に経費も無駄遣いになるような気がするし、抽出の手間もあるので、それはもうその申請と同時に、このアンケートを入れると、もっと合理的にいけるのではないかと思うんですけど、その辺のお考えはないのでしょうか。

**【事務局】**

ありがとうございます。1次計画のときは全員に配って、2次計画は抽出で、3次計画も抽出になりますけども、児童扶養手当の現況届の提出をお願いする通知を8月1日付で出しますので、9月、10月にアンケートが返ってきますので、その結果の反映がなかなかしにくいと思ひまして、今回は4月にすぐ出して集計したいと考えています。

**【大西会長】**

よろしいでしょうか。

**【仲委員】**

それであれば、本来ならやはり8月に出されて、回収し、負担はあるけれども、そっちのほうが実態を掴めるんじゃないかなと思うのですが。どちらにしても、この方針というのは、ある程度たたき台が出ているので、アンケートの結果がどうこうというんじゃないと思うのですがね。それに見合う部分について、後からアンケートが返ってきた時点で、方針はもうある程度決まっていますよね。まあそれはもう決まってる話なんで、当然諮問するのでしょうか、アンケートというのは実態を確認するということなので、別に9月、10月になって、最終案答申をするのが12月なので、そこで大幅に違っているところがあれば、ある程度文言の修正もしたらいい話なのでね。これに間に合わすから4月に出すという理由であれば、もうこれは突き進んでいただいて、アンケートは8月で、ただし全世帯に聞くっていうほうがいいような気がするんですけども。だって、そのアンケートをもとに組むわけじゃないんですよ。4月のアンケートをとったところで、ある程度の方針は決まってるわけですよ。

**【事務局】**

国の方針は決まっていますが、あと地域の実状に合わせて生の声を反映させるということです。

**【仲委員】**

それなら最終修正案で、それこそ9月、10月にもう一度修正すればいい話なんでね。と僕は思うんですけど。それこそやはり2,300世帯に郵便物を出して回収するのであったら8月に全部郵便物一緒に出せば、郵便代も浮く話なのでね。

**【事務局】**

今の委員のお考えで、計画をつくってしまうと、ある意味全国どこも同じような計画になってしまうと思うんですけどね。やはり多少地域によって実情というのは違うところもあると思いますので、まずアンケートで枚方市がひとり親家庭等の状況がどういう状況であるのか、そこを十分押さえた上で、再度どういう施策を、また独自の部分も含めてやっていけるのかということも合わせて、アンケートの分析結果をお示ししながら議論していただけたらなと、そういうプロセスを踏んでつくっていききたいというのが私どもの考えではあります。

**【仲委員】**

それが9月、10月であれば、もう遅いということですか。

**【事務局】**

そうですね。スケジュール的にはかなり厳しくなってくるかなと。またやはり計画の案をつくって、その案に対して市民からのご意見もいろいろと聞いていかないといけないという部分もございますので、そういった意味では、そういうアンケートの部分のスタートはできるだけ早くしたいというのがこちらの考えなんですけれども。

**【仲委員】**

それでしたら、私としたら全世帯に出すのが当然ではないかなと思うのですが。回収率は別として、2,300世帯で、2,300返ってくるわけじゃないんでしょう。

**【事務局】**

もちろんそうです。

**【仲委員】**

それであれば、ちょっとあれですが、何も抽出する必要はないような気がしますけどね。

**【事務局】**

はい。それはご意見ということでお聞きしておきます。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

他にございますか。

**【井上委員】**

養育費の確保及び面会交流の点の見直しで、先駆的取り組みというのはどんな取り組みを念頭に置いていますか。

**【事務局】**

先駆的な取り組みができるかどうかかわからないですけども、今やはり、報道などでは養育費の立替えのことや、いろいろ他市の部分もあるんですけども、実際に担当されている明石市も行かせていただいております。例えば1年、保証料の立替えとかであったり、またいろんな市の支援も参考にしていますので、今以上に一歩進んだことができたらいいなというようには思っています。

**【井上委員】**

あくまで先駆的取り組みを検討するというのでしょうか。

**【事務局】**

そのようにやっていくようにと国の方針にはなっておりますし、民法の改正によって差押えができるなどもあるんですけども。

**【井上委員】**

そういった制度を踏まえて、何か先駆的取り組みができないかというのを検討すると。

**【事務局】**

はい。個人の資産を押さえるというのはなかなか難しいと思いますけども。相談支援をもう少し充実させるとか。

**【枝村委員】**

それに関連してね、今、先駆的といって、明石市と大阪市は4月からやるといっていると思いますし、今年度4月からやるということと、大阪府がだいたい大阪市に見習ってやるみたいな姿勢を示していると思いますし、国のほうは今、法務大臣がどんなシステムがいいかという有識者を絡めて勉強会を開いているというふうに、国の動きもあるので、そのあたりの事例を、枚方市も、先駆的といっても、さらに前にやるとかね、今どういう国の勉強会で、どういう意見出てるかという情報も得て、枚方市で独自で何ができるかとか、どこまでできるかというのを検討していけばいいかなと思います。要求も踏まえて。

**【大西会長】**

ありがとうございます。

よろしいですか。他はいかがでしょう。

**【枝村委員】**

新しくですが、今も問題になっている障害者基礎年金と児童扶養手当の請求システムで、ひとり親世帯の障害者の基礎年金受給の子の加算と、児童扶養手当の差額が平成26年から法改正でできなくなってしまいました。不利益になっているので、大山崎の方が京都市で今裁判起こされているのですが、厚生労働省が今年の通常国会に改正法案を出すというふうに、もう既に態度表明されているんです。そういうことも踏まえて、ここは国との絡みで自動的に変わっていかざるを得ないんですけど。もう一つ私が言いたいのは、その上に書かれている、祖父母の定額の老齢年金を受給している世帯、孫を養育しているという世帯で、その基礎年金と、基本的な考えとして、基礎年金とその児童扶養手当の差額が多いか少ないか、児童扶養手当と多いか少ないかで差額を出すというのですが、もともと考えは、おばあさんとかおじいさんの基礎年金は、おじいさんやおばあさんの生活費なのであって、孫を育てるときは別途差額じゃなく、児童扶養手当をやはり出すべきと、基本的に私はそう思ってます。だから国が今もうそこまで踏み込んで、今度国会へ出すかどうかわからないけども、枚方市の市政としてはやはり高齢者のその世帯の中で、ひとり親状態にあって、孫を養育している人も必ずいると思うのですけども、そのときに差額を出すとかではなくて、もっと子育て支援っていうところを加味するなら、やはり児童扶養手当を出すべきというふうに私は思います。

これは今後、国へも言っていきたいと思っているのですが、そういうことでこのことを枚方市でも検討してほしい、どうせ差額を出すのであればというふうに思っています。

**【大西会長】**

これが枚方市で独自の考えとして、これをやろうということで、言うなれば児童扶養手当を支給しようというのをやれば、先駆的な取り組みになるわけですね。

**【枝村委員】**

そうですね。ただ少ないと。どれだけあるかわからないですね。

**【大西会長】**

わかりませんね。でもそんなに多くはないんじゃないかとは思いますが。そのようなことも含めながら検討するということのご意見だと思うんですけども。

**【枝村委員】**

はい。

**【大西会長】**

他にございますか。よろしいでしょうか。

先ほど、仲委員のほうから出ました、抽出の問題ですね。無作為の抽出。3, 500世帯にするか、2, 300世帯にするかという問題ですけれども、いかがでしょうか。先ほど事務局のほうからありましたように、時期的な問題がありますので、するのであればこの4月にアンケート調査という、スケジューリングになっております。これが8月になりますと、やはり3カ月ほどずれ込み、4カ月ずれ込んでいきますと、その4カ月ずれ込んだ形で策定して、諮問してもいいのであれば、それでもよいとは思いますが、やはりスケジュール的な問題があるということですので。

それと、仲委員のほうからおっしゃったのは、やはりやるのであれば抽出じゃなくて、3, 500世帯全部出してみても、そしてその返ってきた分でのニーズ把握ということが本来なのではと。

先ほど話がありましたように、第1回の1次計画はそのような形でやられてますので、それでもいいかなというように思います。

**【枝村委員】**

先ほど、寡婦のアンケート調査、子どもが20歳以上のひとり親世帯ということでしたが、福祉と、今、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯、これ障害者の児童も養育していると、20歳以下ということになります。先ほど言われたのは、児童扶養手当を受給しているというのは、18歳年度末までで、高校卒業までですね。高校卒業の18歳年度末までの児童扶養手当受給者だけを対象にすると、20歳までの2年間、多分、大学や短大、専門学校に行っているお子さんもいらっしやると思うので、この2年間の方が脱落してしまうので、今現在、受給されている、昨年8月に現況届を出されていた方を対象にして、18歳が年度末で超えようと、そこも対象にするということで、児童扶養手当が3月末で切れる人は除くという発想はよくないと思います。

**【大西会長】**

事務局はその辺はいかがですか。

**【枝村委員】**

全数でやっていただきたい。

**【井上委員】**

そもそも前提として、1次の抽出なのか、全数のほうなのかの話に戻しますが、1次のときは全数で行い、2次、3次のときには抽出でやっていたということでしたが、1次のときに全数で行うに当たって、全数でやると何かしらの弊害があったので抽出にしたという形なのか、それとも予算などの面での制約で抽出にせざるを得なかったのか、そもそも抽出に移行した原因というのは何だったのでしょうか。

**【大西会長】**

事務局、そのあたりはいかがでしょうか。

**【事務局】**

移行した原因は、1次計画の策定の平成17年のときに3,856世帯が対象で、有効回収数が2,558世帯で、有効回収率66.3%だったのですけれども、窓口回収で行いました。それぞれの児童扶養手当も現況届を出しに来るときに持ってきてもらうというものでした。おそらく、窓口の職員がお声がけをさせていただいて、出してくださいとお願いしご協力もいただいた上での数字なのかと考えております。なぜ抽出に変わったのかというのは、今、分析ができてないのですが、無作為抽出で郵送による回答ということで、気を遣わずにいろいろと書いていただけるというのかな、というふうにこの結果を見て思ったりもしているのですけども。

**【三木委員】**

回答率に変化はあったんですか。

**【事務局】**

そうですね。だから多分出してこられるときに、児童扶養手当の提出書類を確認させていただく中に、このアンケートも出しているかみたいなことで、もちろん任意なんですけども。

**【仲委員】**

ですから、2次、3次のときの回答率はどれぐらいだったのでしょうか。

**【事務局】**

2次も児童扶養手当の現況届提出のときに、年金児童手当課、医療助成課の窓口に回収箱を置いて、そこにに入れていただいたということで、52.2%。配布数は2,010世帯で、返ってきたのが1,050世帯ですね。第3次のときは、それよりももう少し多く配付しようということで、2,300世帯で、ちょっと回収が少なかったです。

**【大西会長】**

32.6%。

**【井上委員】**

何らかの事情で抽出をしなければいけない理由があるのであれば、抽出はやむを得ないとは思いますが、特段そのような必要もなく、かつ抽出にしたほうがどんどん下がっていったらということであれば、あえて抽出にしなければならぬ理由がないのであればという感じはするのですが、予算措置とかそういった問題もあると思います。

**【事務局】**

そうですね。はい。

**【井上委員】**

予算の観点からこれだけ分しか出ないので、捻出できないのでやむを得ず抽出にしているというのか。

**【仲委員】**

もう一つ言うと、1次、2次のときは、今のお話を聞いてると、児童扶養手当の申請をするときに回収ということは、じゃあ8月に回収を行っているという話じゃないですか。

**【事務局】**

8月に出していますので。

**【仲委員】**

ですから、そのときに回収して、それはそのとき1次、2次の場合は、8月、9月でアンケート回収した中で、計画を策定してるのに、この第4次についてはなぜ4月に出すようにしたのかという理由がね。

**【事務局】**

8月に回収して、そこから分析をやってもらうので、それが9月以降になりますので、分析が遅くなります。

**【仲委員】**

ですから、その9月以降になってやっていたのでしょ、1次と2次の場合は。だから4次の場合はそれを早めたということですよ。

**【事務局】**

そうです。

**【仲委員】**

それであれば、せめてやはり回収率上げる方法を考えないと。

【事務局】

はい。

【仲委員】

ただもう、形式上アンケートとってるという感じです。それであれば、逆に2, 300世帯に送るのも無駄になってくると思うのですけども。

【事務局】

回収率が32.6%でよいとは思ってはいないので、それはもっと周知を図り、回収率を上げるということと、もう一つは先ほど申し上げた、関係機関とか団体等からも実際にそこへ調査票では拾えないお声を聞かせていただいて反映していきたいというのが、事務局の今の考えでございます。

【事務局】

いただいたご意見で、金額的なことと時間的な部分もありまして、今回このようにご提案させていただいてますけれども、またこちらのほうで持ち帰って検討させていただければと思います。

【大西会長】

そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、アンケートの仕方の部分ですね、2, 300世帯にするか、全体とするかということ、そのあたりのところはちょっとご検討いただくようお願いします。

それから、枚方市の母子寡婦福祉会のほうで寡婦が200世帯に配布するということですね。以前はこちらを中心にやっていたわけですが、この下の関係機関、団体からの意見聴取ということで、より関係機関等のところからのそれぞれの母子家庭の抱えるニーズについて、関係機関が感じていらっしゃることも今回いろいろ聴取をして、幅広い形で、いわゆるニーズ聴取をしようということを進めていければというように思いますけどもね。それでこういうことの今、ニーズ把握にしたいと。3本立てという形になってる。これは今回からですね。

【事務局】

そうですね。

【大西会長】

それでお願いをいたします。

ほか、ございますでしょうか。

スケジュール的に考えまして、2回程度の分科会でということよろしいでしょうかね。

【事務局】

来年度については、最後に答申いただくまでに4回を予定しています。

【大西会長】

4回ですか。

**【事務局】**

はい。来年度は4回と思っています。6月、7月に1回、8月から10月までで2回、それから最後に答申。

**【大西会長】**

4回。今日の分を入れたら1、2、3、4回ですね。

**【事務局】**

5回です。

**【大西会長】**

5回ですね。失礼いたしました。

他、ございますか。

母子家庭の方々のところで、私も全国調査させていただいたことがあるんですけども、去年度ですか、結構母子家庭の方々にはいろいろなところからアンケートがたくさん来るんですね。アンケート依頼がかなりあるので、毎回同じ質問が非常に多いというようなこともおっしゃられて、クレームのように、我々のところにも来たことはあるのですが、その辺のことを考えて、できるだけ利用者のことを考慮した形での方法を考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは次に、案件の2ですね。「計画策定に向けたアンケート調査」、アンケートを中心に今も少々議論になりましたけれど、そのアンケート調査について、内容的なことも含めて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**【事務局】**

[「資料2-1 ひとり親家庭に関するアンケート調査(案)〈ひとり親家庭用〉」、「資料2-2 ひとり親家庭に関するアンケート調査(案)〈寡婦用〉」、「参考資料4 第3次枚方市ひとり親家庭等自立促進計画 平成30年度事業進捗一覧」に基づき説明。]

**【大西会長】**

ありがとうございます。

ただいま事務局から、計画策定に向けたアンケート調査についての説明をしていただきました。

これらの説明について、何かご意見とかご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

母子家庭等のほうですけども、35問となると結構多いですね。これはもうやはりぎりぎりの線でしょうかね。

**【事務局】**

数的には前回と同じ質問数にはなるかと思います。

**【大西会長】**

ほかのアンケート調査との比較検討もされるということですから、余り減らしてしまってもいけ

ないのかなとは思うのですけども。

**【事務局】**

そうですね。今少し説明させていただきました、大阪府の第4次計画のほうの同じようなアンケート調査で、ひとり親のほうの質問数がさらに多く、52問の質問数で、寡婦の方については40問の質問になっております。

確かに、データになりますので、多ければ多いほどデータとしてはいろいろなことがわかるということにはなりますが、今言われたとおり、質問数が多くなると、回答する負担も増えますので、その辺のバランスのことを考えないといけないのかなとは思います。

**【枝村委員】**

1点、ちょっと愚問かもしれないのですが、寡婦対象のアンケートで、養育費は除いたとおっしゃったのですが、末子がひとり親であった期間について。

**【事務局】**

質問項目でしょうか。

**【枝村委員】**

養育費はアンケートから除いたとおっしゃったのですけども、子どもが20歳以上だったら、大学生の子もいて、養育費を送ってきているかもしれないし、受け取っていないかもしれませんが、ある意味必要だし、そのあたりの考え方として、養育費を寡婦の方から削ったというのはどういうことでしょうか。

**【事務局】**

当然、寡婦の方になりますので、過去にそのお子さんがまだ20歳になられたまでの期間というのは、養育費を受け取られていたということにもなりますけれども、質問項目の中にあげてはおりますけど、例えば資料2-2の問23になりますけど、これは寡婦について聞いているような質問にはなるのですが、ひとり親のときに望まれた支援策と、今現在望んでいる支援策ということで、過去にはこういうことが困っていた、今はこういうことに困っているということを確認するような項目にはなっています。どうしても現状、恐らくほとんどの方が養育費については、もう今特別受け取られてない方が多いのかなということもありまして、寡婦については一定その項目については、大きな項目としては除外させていただいている次第です。

**【大西会長】**

よろしいですか。

**【枝村委員】**

結局、ひとり親家庭にとって、子どもが18歳から大体22歳、大学生を対象としたらそのぐらいの間のそのニーズというのがあると思うんですね。今、それは奨学金とかあるんですけど、養育費という観点やはりニーズとしては、出してほしいというニーズはあると思うんです。実際取

り決めは18歳とか20歳で養育費の取り組みをしてないという世帯、さらにもらっていないという世帯もあるかもしれませんが、ひとり親世帯のこの18歳からの22歳までぐらいのその状況把握をしないと、高等教育の支援策というのをどのように打ち出すのかということになると、やはりそのデータも欲しいような気がするんですけど。

**【三木委員】**

聞くぐらい聞いてもいいと思いますね。支援をするかしないかはまた別にしても、どのような調子かというのを聞く。アンケートで問い合わせる分には知っておきたいような項目ではありますね。

**【井上委員】**

問11と問12で、年間総収入と労働による収入があり、その差額というのであれば、投資による収入とかを除けば養育費みたいなものだとは思いますが。そのようなところで出てくるんじゃないかなとは思いますが。

**【三木委員】**

子どももアルバイトできる年齢ですから、それはそれでいいんですけども。

**【井上委員】**

あなたの令和元年の年間総収入ですから。

**【三木委員】**

でも子どもに食べさせないわけにはいかないでしょう。大学に行っているの。

**【井上委員】**

だからその問11の額から問12の額を引けばいいのではないかなという気もしました。

**【三木委員】**

それだけでいいですか。

**【井上委員】**

はい。

**【大西会長】**

いかがでしょうか。

**【井上委員】**

養育費、先ほどちょっと項目が今の段階でも多いとなっている状況で、さらに養育費の話なんかを、このひとり親家庭に関する調査と並行して入れたら、もっと大きくなり、よりアンケートの回

収率が下がるであろうことを考えると、養育費に関する取り組みというのは、22歳までのケースもないわけではないと思いますけれど、比較的ケースとしては多いかなというところ、どうかなあというところもあるので。あえてそのために問題をふやすというよりははという気もするんですけど。

**【三木委員】**

1問、2問ふやしても変わらないと思います。

**【事務局】**

例えばですが、寡婦のほうの分で、資料2-2なんですけど、問10のところに、今、①から⑥で、⑦がその他になっていますが、具体的に⑦番に養育費を入れると、養育費をもらっておられるのか、もらわれないかはわかるかなというのはあるんですけど。

**【井上委員】**

⑦の「その他」のところに「養育費」を入れて、⑧で「その他」にするんですね。

**【事務局】**

その間に入れましょうか。

**【大西会長】**

ここへ養育費を入れるということですね。

**【井上委員】**

法律的に22歳を超えて、養育費を払ってはいけないという決まりがあるわけではないので、そこから大学院に進学した人であれば、24、5歳であっても、もらってるというのはあり得ますから。

**【大西会長】**

そういうケースもありますね。

それではまず、ここ問10のところに、まず養育費を入れるということによろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

**【仲委員】**

生活一般・各種制度についてということで。

**【大西会長】**

どちらのほうでしょうか。

**【仲委員】**

どちらもなんでですけども。

**【大西会長】**

資料2-1か資料2-2。

**【仲委員】**

資料2-1のほうですと、問30、問31、それと問32ですね。それと寡婦のほうでしたら、問20、21ですか。これについて、なぜこの丸の数を二つまでって制限しているのかなと思いついて。別にいくつ丸をしてもいいかと思うのですが。

**【大西会長】**

困っていること。

**【仲委員】**

すべて困っていたら、すべてに丸するし。この二つ制限の意味はあるのでしょうか。

**【事務局】**

3次計画、その二つに丸ということになってまして、そのままとなります。

**【仲委員】**

前年踏襲でずっといかれるというのも、一番よくないことだと思います。それに意味があるのかということをお聞きしたいです。生活全般に困っていたら、全部に丸をしたくなりますよね。その中で二つを選べとなると、やはりちょっと無理があるし、もうこんなアンケートであればやめとかという話になるかもしれませんし、そのあたりのところは臨機応変な対応をしていただけないかと思いついてね。ずっと前年踏襲でやられるというのは、それは安全でいいのですが。僕はすごく違和感がありましてね。困っている方は、全てに困るので、それを二つ選べとなると。

**【事務局】**

今、委員が言われたとおり、もう二つとなってるのは前回との比較するためだけのものであって、今言われたようなご指摘のとおり、全て何に困ってるか把握するというのであれば、この二つというのを無くすのか、もう少しふやすのかというので変更すればいいのかなとは思っています。

**【井上委員】**

特に、強いニーズがあるのはどこかというのをわからせるようにするために、個数がある程度限定するというのは、いいとは思いますが。

**【仲委員】**

でも世の中の、困っているというのがこれの中の一つと限定するのは、僕は難しいのではないかと思います。本当に困ってる方というのはね。

**【事務局】**

本当におっしゃっていただいとおり、難しいですよ。 「主に」というところを入れたく

て、前年と同じにしたのと、例えば逆に資料2-1のところの間21も、「あなたは困ったとき、どなたに相談されますか」も、最初は丸が2個までと前回もなっており、これは例えば結果を見たときに、①と②の「家族、親戚、友人、知人」のところがぐっと伸びてまして、これは2個であればそうなるなという話を事務局でしまして、でも全部に丸をしたら、どこが重要かというのが見えてこないの、今回三つに変えたので、そういう意味で言えば、問20についても丸の数をしぼるのか、おっしゃっていただいているように、全てにするのかというのは少し検討ですね。

【大西会長】

例えば「困ったところに丸をつけてください」にして、特に強いものに1番、2番と、番号を二つ振ってくださいという形にしとくと。

【井上委員】

集計がしんどそうですね。

【大西会長】

集計はしんどいですが、そうするとわかりやすいですね。

【井上委員】

特に困ってる点については二重丸つけるとか。

【大西会長】

二重丸、ああ、そうですね。

【仲委員】

それか、その他のところに書いてもらうかですね。

【事務局】

その他のところには何を書いてもらいましょうか。

【仲委員】

一番困っている事柄と書いてもらうかですね。番号だけで。

【大西会長】

それか、例えば20番の下に、特に困っているものを上から番号を二つ書いてくださいとしておくと、同じことになりますね。そういう方法もありますね。

【井上委員】

その場合、アンケート集計結果としてはどのような表示になるかですね。

【大西会長】

困ってるものとして、まずざっと数字を出していき、それから特に困ってるものに対して、出し

てるものをまたパーセンテージで出していくという形です。

**【井上委員】**

1と書いた人何%、2と書いた人何%って。

**【大西会長】**

何人いるかとかですね。

**【仲委員】**

全部困っているのであれば、全部に丸をしてそれで終わりだとは思いませんか。私は特に住居が困っているとか、子どものしつけにしても、そうですね。子どもの悩みとは、1個あげると2個ひっかかってくるし、不登校があればひきこもりになるだろうし、そのようなものを全て引きこもってる中で二つを選べというのは、少々無理だなと思うんですけどね。

**【大西会長】**

どうでしょう。今幾つかの案が出てきましたので、それをご検討いただいて、いい形にしていたければというように思うんですけども。

そういうことでよろしいですか。

**【事務局】**

どのような集計になるかをシミュレーションして、検討させていただくとということですね。

**【仲委員】**

そうですね。僕は、正直に言うと、丸は二つまでをとってしまって、それで集計したほうがいいかもしれないですけどね。全員が全員丸つけないと思うので。

**【事務局】**

だから「主に何ですか」って書いておいてということですか。

**【仲委員】**

そうですね。

**【肥田委員】**

「主に何ですか」と書いて、括弧の中に丸が二つと書いてあるので。

**【仲委員】**

この丸が二つは要らないと思うんですけども。

**【肥田委員】**

「主に」をとる。「主に」と書くか、「特に」と書くか、言葉としては微妙なところですが、今おっしゃったように、困ってらっしゃるというのは全般的に困ってらっしゃるということかと思いま

す。今おっしゃったように、この二つが適当か、三つが適当かということはちょっと置いておいて、やはりこの「主に」と書くか、それこそ「特に」と書くか。

**【仲委員】**

ただ、母子家庭のほうは、「あなたが困っていることはどのようなことですか」で、「主に」という字が抜けているんですね。これを統一して書けば、おそらく丸の数を縛らなくても、ある程度丸をされるのではないかと思うのですが、質問の文言が違うんですね、これ。

**【事務局】**

ある意味で、先生方が多分専門になるかと思うのですが、統計上でより多くの人たちがたくさん丸をつけてるところをやっていくというのは、今委員おっしゃったような形が一番良いと思うんですね。五つも十個も丸をすると、多くの人たちが何に困っているのかということが把握できます。

一方で、特にというふうになり、例えば三つとか限定したときには、その中でも選ぶことが多いということがわかってきて、それを例えば問1や問2とか、クロス集計をするときにやはり、やりやすいつつというふうなことが統計上おそらく出てくると思うんですね。全部みんな困っているし、全部いっぱい丸されて、そうなってくるとむしろ丸しなかったもののほうが際立ってきますので、そうしたときにクロス集計をどうとっていくかみたいなところでなるのかなと思いますので、そこも恐らく表をどうするかとか、そういったところとも相談しながら、今言っていたご意見はとっても大事な部分だと思いますので、その意見もできるだけ入れるように、統計上どのような形で入れていったらいいのか、そこもご相談させていただけたらいいかなというふうに思いますけれど。本当に両方のいいところが、恐らくこの二つ、三つで選んだところが多分そういう統計学的なところでチョイスできるというよさが恐らくあるかと思います。

**【大西会長】**

それではちょっとご検討いただくということで。

あと少しひっかかるのは、自由筆記のところが多過ぎるので、もうちょっと広げていただかないと、これでは何も書くなということに捉えてしまうかもしれませんので、自由筆記欄、特に資料2-1でしたら、問35などは、この用語集をもうちょっと下へ下げて、もう少し広いスペースをとってもらったほうがいいかなと思います。

よろしいでしょうか。

最後のところですが、この問い合わせは、これは制度をもっと詳しくお知りになりたい方ということで、これはご案内ですね。アンケートに対しての質問は表に書いてあるわけですね。

**【事務局】**

はい。

**【大西会長】**

ということですね。

これは、もう少しご案内風の雰囲気を出して書いたほうがいいんじゃないでしょうか。電話番号が一緒ですから、別段困らないとは思いますが、後ろにあえてこのように出てるのは少々なんだろうかというのは少し思ったのですが、これはどういう意図でしょうか。

#### 【事務局】

用語の解説のところ、なかなか普段すぐにぴんこないようなもの、ピックアップしたような形になってまして、それについてもう少し詳しく知りたいというときに、どこに聞いたらいいのかというのを、このアンケートの流れの中で、最後に子ども総合相談センターにもし、一部ですね、直接電話番号を載せてるところもあるんですけども、こちらにまず聞いていただいて、お答えできる部分であればお答えしようかなという意図で上げております。

#### 【仲委員】

この用語の解説を、例えば別紙で1枚、モノクロ印刷にして入れて、ここの欄を自由記入の欄を下まで広げて、最後のところにご協力ありがとうございましたと入れたら、問い合わせだけが違うのもわかるし、いいような気がするんですけどね。これを一冊にするから、わからないようになるので、それはまあ考えていただいたら。

#### 【大西会長】

やりながら、わからなくなると後ろへいかないといけませんよね。今、委員おっしゃったように、別紙であれば見ながらできるところもあります。

他、ございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今、委員の皆様からいろいろなご意見をいただきまして、また検討していただく事項も出てまいりましたので、事務局のほうでは委員の皆様から出た様々なご意見を踏まえて、調査のほう、4次計画に向けたアンケート調査について、一度ご整理いただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

ここで、委員の皆様にはちょっとお願いということになるんですけども、本日のご意見を踏まえて、整理の確認ということにつきまして、改めて分科会を開いてということがちょっと難しいということがありますので、もしよろしければ、恐れ入りますけれども、会長に一任ということにしていただいて、私のほうで確認をさせていただきながら進めさせていただくことにしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

#### 【委員】

(「はい」という声あり)

#### 【大西会長】

ありがとうございます。

それでは、事務局においては、アンケート調査の整理作業のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に第4のほうの「その他」になりますけれども、事務局のほうから何かございますでしょうか。

**【事務局】**

その他といたしまして、前回の分科会での案件で、第3次の計画の進捗状況のご審議をいただきました。

委員からいただいたご質問に対する回答につきまして、岡田のほうから少し説明をさせていただきます。

**【事務局】**

前回の中で、少し持ち帰らせていただきますというようなことでしたので、今日、ご紹介というか、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、児童扶養手当の申請の事務のことについて、ご意見をいただきました。他市の事例であります。児童扶養手当の申請事務において、執拗に同居者の確認を行うなど、人権侵害を受けたという相談が寄せられたことがあると。枚方市の申請受け付けの事務についてはどのように対応していますかというご質問があり、担当の年金児童手当課のほうに確認をしました。一つは、児童扶養手当の申請については、婚姻がなくとも事実婚状態の方でも手当は支給対象外となります。他にも三親等以内の直系親族との同居では、所得制限の判定も必要となってきますので、課においては人権に配慮をしつつ、それぞれの個々の状況に応じて適正支給に向けた確認を行っております。

また、受け付け面談時にはそれぞれの方のご事情をお聞きしまして、関連するひとり親医療でありますとか、福祉施策など、各制度の利用ができるようにご案内もしていますというような回答でした。

次に、婚姻歴のないひとり親について、今ニュース等では、大阪市が取り上げられていますが、枚方市において婚姻歴のないひとり親の住民税の寡婦控除について、市民への周知はどうするのかというご質問をいただいております。

これにつきましては、令和3年度分の個人住民税から婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一つにする子どもを有する単身者について、同一のひとり親控除、補助額は30万円ということですが、全国で適用されるよう、今、地方税法が改正されるという予定になっているそうです。

なお、税制改正の内容については、今後、広報ひらかた、または市のホームページなどで周知をしていく予定ですということでありました。

それから、法律相談についてということで、養育費等の相談も含めてというような議論の中でだったと思うんですけども、一つは、「市の法律相談は、1年度において1回しか受けられないというような報告だったけれども、少ないのではないか。経済的にも厳しい状況にあるひとり親の方にとって、もう少し回数をふやすことはできないか」というご意見でありました。

まず、広聴相談課からは、「法律相談につきましては、1年度に弁護士相談は1回、それから認定司法書士による相談は2回までの利用になっており、養育費等の相談だけでなく、市民の方の日常生活におけるトラブルなどについて、事前に相談担当職員が相談内容を聞き取り、アドバイス、助言などを行い、法律相談の時間内で方向性が出せるよう、課題整理をし、最終的な判断をさせていただくための機会というふうに、この法律相談は捉えております」ので回数制限をしているということでした。

それから、男女共生フロア・ウイルのほうで、女性の弁護士の方に来ていただいている分ですが、「限られた相談日をできるだけ多くの市民に利用していただきたく、弁護士による法律相談については、1年度に1回というふうにしております。ただし、ウイルには随時女性の相談員が離婚などに関する情報提供、手続等に関する情報提供を行うなど、一定課題整理をした上で、法律相談を受けていただくということで、必要に応じ、サポートを行っていますので、ご理解のほう、よろしくをお願いします」という回答でした。

また、関連してですが、引き続き法的な相談が必要な利用者の場合、担当課、または弁護士はどのような助言をしているのでしょうかということ、法テラスの利用案内など、経済的な支援について案内をしているのかということについては、広聴相談課、それから男女共生フロア・ウイル、両方ともですが、「引き続き相談の必要な方については大阪弁護士会などを紹介し、個別に依頼をするようにお伝えをしています。

また、法テラスのチラシやパンフレットを常時配架しており、それで利用案内を行っているというところですよ」ということで回答をもらっております。

これらは、新しく作る第4次計画でも必要なポイントになってくると思いますので、あわせてご回答させていただきました。

ありがとうございました。

#### 【大西会長】

ありがとうございます。

#### 【事務局】

引き続きまして、連絡事項を申し上げます。

本日の資料につきまして、追加でご意見のほうをいただける場合などございましたら、恐れ入りますが、2月28日の金曜日までに、お電話、ファクス、メールなどにより、事務局、子ども青少年政策課までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、本日配付しました資料につきましては、引き続きのご審議に利用いただくために、机の上にもそのまましておいていただければ、バインダーのほうに保管をこちらのほうでさせていただきます。また、次回の会議のときに机の上に置かせていただきます。

また、資料を持ち帰られる場合は、封筒をご用意しますので、事務局までお申しつけください。

また、会議録につきましては、これまでどおり事務局で案を作成した後に、皆様にメールまたは郵送でお送りさせていただきます。

皆様にご確認いただき、その結果を会長と調整し、決定したものをホームページで公表していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の分科会の日程は、6月ごろを予定させていただいておりますので、改めて日程調整のご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

#### 【大西会長】

ありがとうございました。

予定していた時間よりも30分早く終わることができました。皆様にいろいろ活発なご議論の

上、また早く進行できたことはよかったなというように思います。

どうもありがとうございます。

それでは、令和元年度第2回児童福祉専門分科会、これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。